

# 療養費支給の要件及び添付書類について

## 保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めたとき

- 1 出先での急病等で、やむを得ず保険証を持参できずに診療を受けたとき
- 2 資格取得手続きが遅れ、保険証の交付を受ける前に自費で診療を受けたとき
- 3 従前に加入していた国民健康保険等の資格を喪失せずに、国民健康保険等で治療を受けたとき

### 【添付書類】

#### 1・2に該当する場合

(傷病の原因が第三者の行為による時は、当組合業務課までご連絡ください)

- ・療養費支給申請書
- ・領収書 (原本)・・・医療機関等で発行されます
- ・診療報酬明細書 (原本)・・・医療機関等で発行されます

#### 3に該当する場合 (国保等での精算後、当組合に申請してください)

- ・療養費支給申請書
- ・国保等に支払った領収書 (原本)・・・国保等で発行されます
- ・診療報酬明細書 (原本)・・・国保等で発行されます

## 治療用装具等を装着したとき

- 1 治療用装具を装着したとき
- 2 治療用眼鏡を装着したとき

### 【添付書類】

#### 1に該当する場合

- ・療養費支給申請書
- ・医師の意見書 [装着証明書] (原本)
- ・装具の領収書 (原本)

#### 2に該当する場合

- ・療養費支給申請書
- ・治療用眼鏡等作成指示書 (原本)
- ・眼鏡の領収書 (原本)・・・レシートは不可、装着者名・但書に治療用眼鏡代である旨が明記されているもの

## 海外で病気等になり、現地で治療を受けたとき (事前に当組合業務課までご連絡ください)

### 【添付書類】

- ・療養費支給申請書
- ・診療内容書・領収明細書 (外国で記載の場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文)
- ・領収書 (原本)
- ・海外渡航の事実がわかる書類 (旅券・航空券等の写し)
- ・海外療養内容調査に関わる同意書、署名・押印欄